

三重弁護士会所属の弁護士が対応する臨時無料相談会が行われます。  
新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、改正新型インフルエンザ等  
対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国で発令され、当該緊急事態宣言はそ  
の後同年5月31日まで延長されました。

その結果、勤務先から無休で休業するよう命じられたり、取引先から一方的に取引を  
断られたり、家庭内トラブルが増えたりする等、労働問題、企業法務、家庭問題等の  
様々な法律分野において問題が多数発生しております。

こうした法律問題は、企業の存続や生活基盤の確保に直結する喫緊のもの多く、可  
及的速やかな対応を要すべきものと考えます。

そこで、三重弁護士会では、使用者側・労働者側等の立場を問わず、新型コロナウイ  
ルス感染症問題に起因するトラブルを抱えている全ての人々を対象とする臨時無料  
電話相談会を実施することとなりました。

新型コロナウイルスに関連する法律問題でしたらお気軽にご相談ください。

#### ○実施要領

日 時: 令和2年5月15日(金) 午前10時～午後4時

令和2年5月16日(土) 午後0時～午後4時

対 応: 電話での無料法律相談

(当日は電話3回線で三重弁護士会所属の弁護士が対応します)

**T E L : 059-228-3143**

#### ・参考資料

チラシ [file:///C:/Users/user/Downloads/20103-2%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/user/Downloads/20103-2%20(1).pdf)

返信返信 転送転送 移動 印刷 迷惑メール